

秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に  
関する条例を制定することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例  
を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日 提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市の旅費制度改正に伴い、条文内容及び条例体系を秦野市に準じた構成  
となるよう整備するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報  
酬等に関する条例から、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する規定を分離  
し、その規定について、新たに条例を制定するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。

- (1) 監査委員
- (2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員
- (3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員
- (4) 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員
- (5) 秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員
- (6) 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員
- (7) 秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員
- (8) 臨時に設置された委員会の委員

(報酬の額)

第2条 特別職に属する者の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、同表に掲げる特別職に属する者のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、組合長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。

(報酬の支給方法及び支給日)

第3条 特別職に属する者に支給する報酬は、その月分を翌月に支給するものとし、その支給方法及び支給日は、一般職の職員の例による。

- 2 新たに特別職に属する者となった者の報酬は、その日から支給する。
- 3 任期満了、辞職、失職、死亡等により、その職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職に属する者が公務のため秦野市及び伊勢原市の区域外に出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 特別職に属する者が、会議に応招するため、又は公務のため秦野市及び伊

勢原市の区域内を出張したときは、鉄道賃又はその他交通費を支給する。

- 3 前2項の規定により支給する旅費は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

職名		報酬の額
監 査 委 員	議会の議員の中からの委員	日額 9,600円
	識見を有する者	日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員		日額 9,600円
秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員		日額 9,600円
秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員		日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員		日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員		日額 9,600円
臨時に設置された委員会の委員		予算の範囲内において組合長の定める額

備考1 報酬額を日額で規定する特別職に属する者（附属機関の委員に限る。）のうち、会議において議事を掌理する者の報酬額は、日額に1,000円を加算する。ただし、報酬額が日額23,000円の者については、加算することができない。

- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会が情報公開請求に対する非公開決定、個人情報開示

請求に対する非開示決定その他の処分に係る審査請求以外の案件を審議する場合における同審査会の委員の報酬額は、日額9,600円とする。